

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、B所在の会社C支社に所属し、同日付けでD会社（以下「派遣先事業場」という。）に派遣され、書類の運搬・配送・発送等の業務に従事していた。

請求人によると、平成〇年〇月〇日、書類の運搬中、E駅近くの交差点を渡る際、書類が重かったためにぐらつき、右足に痛みが走った（以下「本件災害」という。）という。

請求人は、しばらく痛みを我慢していたが、同年〇月〇日、F病院に受診し、「変形性膝関節症、骨壊死」と診断された。その後、同年〇月〇日、G医院に転医し、「右大腿骨内顆骨壊死、右変形性膝関節症」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、本件疾病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に対し、療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発症した本件疾病は、業務上の理由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

3 当審査会の判断

(1) 請求人及び再審査請求代理人は、請求人の右大腿骨内顆骨壊死及び右変形性膝関節症は、請求人が従事したランナー業務が原因で発症したものであると主張する。

(2) 業務上疾病の範囲を定めた労働基準法施行規則別表1の2（以下「別表1の2」という。）に、第3号「身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する疾病」として、「重激な業務による筋肉、腱、骨若しくは関節の疾患又は内臓脱」（第3号の1）が掲げられている。請求人に発症した本件疾病は、それぞれ骨、関節の疾患に該当するものと考えられることから、請求人に発症した本件疾病が、別表1の2第3号の1に該当する業務上の疾病であると認められるか否かについてみると以下のとおりである。

(3) 請求人は、書類の入った重い鞆を持ち運ぶランナー業務が原因で本件疾病を発症したと主張しており、本件疾病が慢性疾患であることを示唆している。

慢性疾患としての本件疾病が、別表1の2第3号の1に該当する業務上の疾病であるか否かについては、①作業条件及び作業従事期間等からその有害程度が当該疾病発生の原因とするに足るものであること、②当該疾病に特有又は医学的経験則上通常起こり得ると認められる症状を呈していること、③業務に起因しない他の原因によるものでないこと、④重量物運搬等の重激な業務に従事した事実があること、⑤一定の長期就労による当該発症部位の慢性刺激状態の

継続により発症したことが医学的に認められることを判断の要件としているところ、当審査会としても、当該要件を妥当なものと考えるところから、本件疾病がこれらの要件を満たすものであるか検討する。

- (4) 別表1の2第3号の1に示された重激な業務とは、重量物を間断なく取り扱う港湾荷役作業等の重筋作業又はこれらに匹敵する程度の身体局所に過度の負担が急激にあるいは持続的に加わる業務をいうところ、重量物の具体的な重量等については示されていない。

そこで、重筋作業として例示された港湾荷役作業に着目すると、別表1の2第3号の2に示された腰痛に関し、業務に起因するものと認められるか否かの判断のよりどころとしての認定基準（昭和51年10月16日付け基発第750号「業務上腰痛の認定基準等について」）において、腰部に過度の負担のかかる業務に比較的短期間（おおむね3か月から数年以内）従事する労働者に発症した腰痛を業務上の腰痛として取り扱うものとされているところ、ここにいう腰部に過度の負担のかかる業務の一つとして、「おおむね20kg程度以上の重量物又は軽重不同の物を繰り返し中腰で取り扱う業務」が示されており、港湾荷役作業に該当例があるとされている（昭和51年10月16日付け事務連絡第42号「業務上腰痛の認定基準の運用上の留意点について」）。

当審査会としては、腰痛の認定基準における当該要件との均衡上、請求人が従事したランナー業務を港湾荷役作業等の重筋作業に匹敵する程度の身体局所に過度の負担が急激にあるいは持続的に加わる業務とみることはできないものと判断する。

- (5) 本件疾病の発症原因等に係る医学的見解をみると、要旨、以下のとおりである。

ア H医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、変形は、加齢性変化を認めず、骨壊死は、外傷の可能性は否定できない旨述べている。

イ I医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、変形性膝関節症の発症原因について、加齢＋負荷という見地からは、（ランナー業務及び同業務で歩行中ぐらついたことが）影響していた可能性は考えられるものの、骨壊死の発症原因について、（ランナー業務及び同業務で歩行中ぐらついたこととの）因果関係は不明である旨述べている。

ウ J医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、変形性膝関節症は、主

に加齢を原因とし、変性は年単位で起こるものであることから、請求人が申し立てる平成〇年〇月〇日発生の災害とは、関連性が認められず、骨壊死については、発生原因は特定できないとしている。

エ K医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、膝骨壊死は、一般に高齢者に発症する病気で、その原因は、主に加齢による変性、動脈硬化等といわれ、外傷が直接原因で発症するものではないとしている。

(6) 上記(5)の医学的見解によれば、請求人が従事したランナー業務が、本件疾病の発症に影響した可能性は否定できないものの、あくまで可能性を示唆するにとどまるものであり、当審査会として、ランナー業務に従事し、書類の入った鞆を運搬することによる膝関節部への慢性刺激状態の継続により本件疾病を発症したと認めるには至らないものと判断する。したがって、上記(3)の要件等のうち、⑤を満たすものとは認められない。

なお、請求人は、I医師はランナー業務の負荷が変形性膝関節症の発症に影響していることを肯定していると主張する。ある疾病が業務上の事由によるものであると認められるためには、業務が疾病の発症に影響したことのみでは足りず、業務が相対的に有力な原因となって疾病が発症したものと認められることが必要であるところ、請求人の主治医を含め、本件疾病が、請求人の従事したランナー業務が相対的に有力な原因となって発症したものと認めるに足る医学的見解はないことから、請求人の主張を採用することはできない。

(7) 請求人は、療養補償給付たる療養の給付請求書、休業補償給付支給請求書及び平成〇年〇月〇日作成聴取書において、平成〇年〇月〇日、鞆を持って交差点を渡ろうとしたところ、身体が先に行って右膝がグキッと変わった感じがした旨述べ、膝骨壊死が災害による急性疾患である可能性も示唆している。

急性疾患としての膝骨壊死が、別表1の2第3号の1に該当する疾病であるか否かを判断するにあつては、当該災害の性質、強度及びこれが身体に作用した部位並びに災害発生後発病までの時間的間隔等から災害と疾病との間に医学上の因果関係が認められることが要件の一つとなるところ、上記(4)でみたように、平成〇年〇月〇日に「右膝がグキッと変わった」ことと骨壊死との間に医学上の因果関係を認めるに足る見解はないことから、前記要件を満たすものとは認められない。

なお、当審査会としては、請求人が提出した平成〇年〇月〇日付けLクリニ

ックM医師作成診断書についても、膝骨壊死は、「右膝がグキッと became」ことをきっかけに症状を生じたものとするにとどまり、「右膝がグキッと became」と膝骨壊死との間に医学上の因果関係が認められる、すなわち膝骨壊死が「右膝がグキッと became」ことを相対的に有力な原因として発症したものと医学的に認められるとする内容ではないものと判断する。

(8) 上記(2)ないし(7)のとおり、本件疾病は、別表1の2第3号の1に該当する業務上の疾病であるか否かについて判断するための要件を満たさないことから、別表1の2第3号の1に該当する業務上の疾病とは認められない。

なお、請求人は、労働基準監督署担当官や審査官の対応等について縷々主張するが、前記判断を左右しない。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。